

調達公告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 13 日

鳥取県知事 平井伸治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県衛生環境研究所植栽管理業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

ア 入札者は原則として、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

イ 入札書に記載する契約申込金額は、(3) の期間の総額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の樹木管理に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 令和 3 年 4 月 1 日以降に、以下の全ての作業内容を有する植栽管理業務を 1 年以上継続して履行した実績を有する者であること。

ア 剪定作業

イ 施肥作業

ウ 防除作業

エ 薬剤散布・塗布による除草作業及び機械又は手取りによる除草作業

3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部・生活環境部衛生環境研究所

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒682-0704 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字南谷 526 番地 1

鳥取県福祉保健部・生活環境部衛生環境研究所総務担当

電話 0858-35-5411

メールアドレス eiseikenkyu@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 8 年 1 月 13 日（火）から同月 26 日（月）までの間にインターネットのとりネット鳥取県衛生環境研究所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/eiken/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 8 年 1 月 13 日（火）から同月 26 日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）、レターパックプラス（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

令和 8 年 2 月 5 日（木）午前 10 時 即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 4 日（水）午後 5 時までとする。）

イ 場所

〒682-0704 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字南谷 526 番地 1

鳥取県福祉保健部・生活環境部衛生環境研究所テレメーター室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。なお、入札書を持参して入札する場合は、2 回目以降の入札は、入札書のみを提出すること。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第 1 回」、「第 2 回」及び「第 3 回」と回数を明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第 2 回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあっては、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵便等により 4 の(1)の場所に、令和 8 年 1 月 26 日（月）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 最低制限価格の設定

本件入札には、鳥取県衛生環境研究所及び鳥取県原子力環境センター施設管理調達最低制限価格制度実施要領に基づき、会計規則第 129 条で定める最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

8 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、鳥取県衛生環境研究所植栽管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。